

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年3月6日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 趣 旨

プラスチック被覆肥料の被膜殻の流出防止対策の効果検証を行うため、用水路等における被膜殻の堆積状況を継続的に把握する調査を実施するため、公益財団法人岡山県環境保全事業団（以下「環境保全事業団」という。）を相手方とする随意契約を予定しているが、本事業の実施を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を招請するものである。

確認の結果、下記3の資格要件を満たすと認められる者がいない場合は環境保全事業団と随意契約手続に移行する。

なお、下記3の資格要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、環境保全事業団と当該応募者の提出する提案書等について審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

2 業務概要

- (1) 事業名：令和8年度プラスチック被膜殻の流出実態調査事業
- (2) 業務内容：別紙業務委託仕様書のとおり

3 技術提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 事務所所在地が岡山県内であること。
- (3) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）第8条第2項の規定により公表されている入札参加資格を認定された事業者の名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (4) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類4調査・研究、小分類2調査・研究（自然科学分野）および3環境測定」であり、格付区分がAであること。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 岡山県税を滞納している者でないこと。

4 契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁7階
岡山県農林水産部農産課安全農業推進班
電話：(086)226-7422 / FAX：(086)224-127
Email：nosan@pref.okayama.lg.jp

5 技術提案参加手続等

この業務委託に参加を希望する者は、参加資格確認申請書（様式第1号）を下記のとおり提出しなければならない。

(1) 業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び様式等の配布期間及び場所

- ① 配布期間 令和8年3月6日(金)から令和8年3月19日(木)までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く）
- ② 配布場所 上記4の場所に同じ。
なお、農林水産部農産課のホームページからダウンロードできる。

(2) 仕様書に関する質問の受付及び回答

- ① 受付期間 令和8年3月6日(金)から令和8年3月17日(火)までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く）
- ② 受付場所 上記4の場所に同じ
- ③ 受付方法 仕様書等に対する質問・回答書（様式第2号）により、上記4の宛先に、FAX又は電子メールにより行うこと。なお、送信後には電話にて着信を確認すること。電話や来訪など口頭による質問は受け付けない。
- ④ 回答方法 FAX又は電子メールにより提出された質問書の回答については、随時、農産課ホームページに回答を掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不相当と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する可能性がある。

(3) 参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

- ① 受付期間 令和8年3月6日(金)から令和8年3月19日(木)までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く）
- ② 提出場所 上記4の場所に同じ
- ③ 提出方法 持参、電子メール又は郵送（書留郵便、その他これに準ずる方法によるものに限る。なお、郵便事故等について、県は一切の責任を負わない。）

(4) 技術提案参加資格要件の審査

参加資格確認申請書を提出した者について、上記3の資格について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

6 技術提案書の提出

技術提案参加者は、仕様書により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年3月26日(木)正午必着
- (2) 提出場所 上記4の場所に同じ
- (3) 提出書類 ①技術提案書 (様式第3号)
②事業計画書 任意様式
③見積書 (参考様式1)

④法人に関する調書 (様式第4号)

⑤業務内容を示したパンフレット等

⑥直近2期分の決算書(事業実績、収支報告等)

(4) 提出方法 持参、電子メール又は郵送(書留郵便、その他これに準ずる方法によるものに限る。なお、郵便事故等について、県は一切の責任を負わない。)

7 技術提案書の審査

(1) 審査方法

岡山県農林水産部内に設置する審査会において、技術提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(2) 審査結果の通知方法

審査後、速やかに書面により通知する。

8 委託予定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

9 契約限度額

3,300,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

10 その他

(1) 委託候補者の決定後、契約書により契約を締結する。

(2) 契約保証金は、岡山県財務規則(昭和61年3月20日規則第8号)第153条、第154条及び第155条の規定による。

(3) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。
なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。

(4) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出された書類は返却しない。

(6) 本事業の落札決定及び契約締結は、2月定例県議会での令和8年度予算に係る議決がされなければ行わない。(契約締結時期 令和8年4月1日)